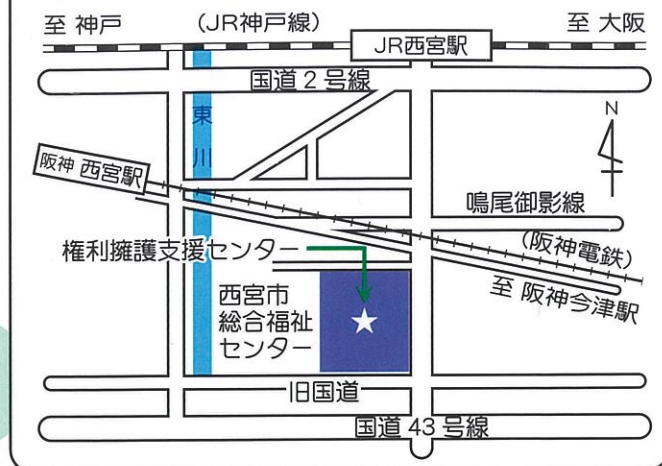


「権利擁護支援」とは？

日常生活を営む上で、物を買う、サービスを利用する等、契約や判断を行う場面があります。『権利擁護支援』とは、認知症や障害などにより、そのような場面で判断が困難な場合に、本人にとって、より適切な決定ができるように手助けをしたり、意思の実現を支える支援のことをいいます。

権利擁護支援センター案内図



権利擁護支援センターは西宮市総合福祉センター内にあります

問い合わせ先

TEL:0798-37-0024

FAX:0798-37-0067

平日（月～金）の午前9時～午後5時
（土日・祝日・年末年始はお休み）

E-mail : nishinomiya-asc@hn.pasnet.org

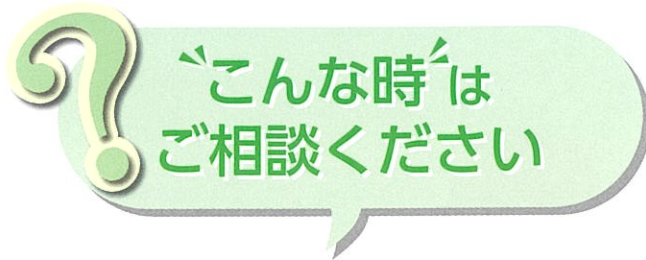
〒662-0913

西宮市染殿町8番17号
（西宮市総合福祉センター内）

西宮市高齢者・障害者権利擁護支援センター
は、西宮市からの委託を受け、
特定非営利活動法人PASネット
が事業を実施しています。



西宮市高齢者・障害者 権利擁護支援センター



知的障害のある
子供の将来が
心配。

一人暮らしの
お年寄りが訪問
販売や悪質商法
の被害を受けて
いるかもしれない。



成年後見制度の
申し立てを考えて
いるが、制度の
内容や手続きに
ついて詳しく
知りたい。

権利擁護支援センターの事業内容

権利擁護相談

認知症や知的障害、精神障害により
判断能力が十分でない方の権利保障や
財産管理、成年後見制度の利用などの
相談・支援を行います。相談受付は
電話・来所・訪問も可能です。

専門相談会 (相談料無料・要予約)

法的な支援が考えられる場合は、法
律職・福祉職と一緒に相談対応する権
利擁護専門相談会をご案内します。

毎週水曜日

①13時30分 ②14時45分

①②の相談枠で約60分の相談対応

※第5週目はお休みです。

権利擁護支援の 普及・啓発

権利擁護支援の推進や成年後見制度
の理解促進を目的とした研修会やセミ
ナー、フォーラムを開催しています。

- ・権利擁護推進フォーラム
- ・市民向けセミナー
- ・福祉従事者向けセミナー
- ・専門職向け研修会

権利擁護支援者の養成・育成

権利擁護支援者養成研修を開催する
とともに、地域において権利擁護支援
の活動を担う人材を育成しています。

- ①権利擁護支援者養成研修の開催 (隔年)
- ②研修修了後「人材バンク」に登録
- ③生活支援員、後見活動支援員、介護相談員、
運営推進会議委員等として活動
- ④「市民後見人候補者」名簿に登録